

地域商業活性化モデル創出事業委託業務 企画提案応募要領

沖縄県では、「地域商業活性化モデル創出事業」の実施に関する委託先を、以下の要項で公募します。企画提案の申請者は、本応募要項に従って、企画提案書を提出してください。

1 委託業務名

地域商業活性化モデル創出事業委託業務

2 事業の概要および目的

地域の魅力・価値向上を図り、持続可能な地域に変革したいという想いをもつ地域商業集積エリア等を対象に、当該エリアが抱える課題を特定し、事業化に至るまでの課題解決に向けた知識やノウハウ等を習得するワークショップ等研修を実施する。これにより、地域のリーダー育成と、地域の「稼ぐ力」、「域内経済循環」に繋がる「活性化事業」を持続的に実施する地域商業の推進体制（地域モデル）の構築を図る。

3 委託料上限額

9,515,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額ではない。

4 委託業務の概要

(1) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで

(2) 内容

ア スクラム型研修（地域の面的魅力向上に向けたアクションプラン策定を支援する研修）に関する業務

イ 人材育成研修（地域ブランディング等に関するマインドセット、スキルセット全般を習得するための研修）に関する業務

ウ 事務局の運営、実施体制等に関する業務

エ その他本事業の実施のために必要な業務

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

(1) 国や沖縄県の地域商業振興施策や支援策や人材育成等について深く理解し、沖縄県に対する助言能力を有するとともに、別添仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足りる能力、組織、人員等を有していること。

(2) 沖縄県、官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。

(3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。

(4) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結し、協定書の写しを提出すること。

(5) コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。

(6) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。また、コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (13) 業務進捗状況の報告や沖縄県との業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

6 質問事項受付及び企画提案参加表明書の提出

(1) 質問事項受付

ア 質問期限：令和 8 年 4 月 23 日(木)17:00まで

イ 質問方法：質問書【様式 10】によりメールで提出すること。

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

※件名は【地域商業活性化モデル創出事業委託業務に関する質問】とすること。

ウ 提出先：中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

エ 回答方法：令和 8 年 4 月 27 日（月）までに中小企業支援課ホームページに掲載する。

オ 留意事項：質問書送付後は、速やかに県担当まで電話連絡し、受信確認を必ず行うこと。

(2) 企画提案参加表明書の提出

ア 提出期限：令和 8 年 4 月 30 日(木)17:00まで

イ 提出方法：企画提案参加表明書【様式 11】をメールで提出すること。

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

※件名は【地域商業活性化モデル創出事業：参加表明書】とすること

ウ 提出先：中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

エ 留意事項：企画提案書の提出を予定している者は、必ず提出すること。

企画提案参加表明書送付後は、速やかに県担当まで電話連絡し、受信確認を必ず行うこと。

7 企画提案書類の受付期間等

(1) 提出期限：令和 8 年 5 月 8 日(金)17 時（厳守）

(2) 提出場所：沖縄県商工労働部中小企業支援課（沖縄県庁 8 階）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 中小企業支援課

(3) 提出方法：

ア 下記「8 (2) 申請書類」を一連にして7部（正本1部、副本6部）、「8 (3) 添付書類」を一連にして1部（正本）作成し、各書類の間にインデックスを付けた仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各部をA4縦フラットファイルに綴り、持参若しくは郵送（簡易書留）にて提出すること。なお副本は全て正本の複写とする。ステープラー（ホチキス）留めや製本は行わないこと。

イ 企画提案書で使用する文字については、10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字については除く。

ウ 企画提案書については、20ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ 企画提案書の表紙に企業名あるいは共同企業体名を記載すること。

(4) 提出書類：「8 提出書類等」に記載する書類

(5) 留意事項：

下例のようにグループ企業等により企画提案者と申請者（契約者）が異なる場合、契約以降の処理を委任する旨の委任状の添付が必要であり、また、実施体制における企画提案者の関与が必要である。

(例) 提案：〇〇株式会社、申請及び契約：〇〇株式会社沖縄支社

8 提出書類等

(1) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できるもののみ表明すること。なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 申請書類【提出部数：7部（正本1部（片面印刷）、副本6部（両面印刷））】

| | | | |
|---|---|--------|--------|
| ア | 企画提案応募申請書 | ・・・・・・ | 【様式1】 |
| イ | 会社概要表（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること） | ・・・・・・ | 【様式2】 |
| ウ | コンソーシアム構成書（コンソーシアムの場合に限る） | ・・・・・・ | 【様式3】 |
| エ | 類似・関連事業実績書（過去3年以内） | ・・・・・・ | 【様式4】 |
| | ※ コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。 | | |
| オ | 執行体制図 | ・・・・・・ | 【様式5】 |
| カ | 企画提案書 | ・・・・・・ | {任意様式} |
| | 企画提案の記載方法は任意だが、別添「企画提案仕様書」の内容に沿った構成とすること。 | | |
| | ※ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。 | | |
| | ※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。 | | |
| キ | 事業実施スケジュール表 | ・・・・・・ | {任意様式} |
| ク | 経費見積書 | ・・・・・・ | 【様式6】 |
| | ※ 申請書類は、ステープラー（ホチキス）留めや製本は行わないこと | | |

(3) 添付書類 【提出部数：1部（正本、片面印刷）】

- ア コンソーシアム協定書(コンソーシアムの場合に限る)【任意様式】
- イ 委任状 (コンソーシアムの場合に限る)【様式7】
- ウ 誓約書【様式8】
- エ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- オ 応募者の概要が分かるもの (会社案内等)
- カ 直近3期分の事業報告書、貸借対照表、収支決算書等の経理的基礎を有することを明らかにする書類 (設立後、3期を迎えていない法人にあっては、直近までのもの)
(※県内のNPOについてはNPO法第28条に規定する事業報告書等について、同法第29条の規定に基づき、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課に提出していること等確認する。)
- キ 県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
- (ア) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
(発行後3か月以内のもの)1部 (正本のみ)
- (イ) 税務署が発行する「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明書
(発行後3か月以内のもの)1部 (正本のみ)
- ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。
- (ア) 労働保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)
→申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
(例)
・労働局からの領収済通知 (領収印があるもの)
・納付書、領収証書 (領収印があるもの)
・口座振替結果のお知らせ (申請者名が入っている部分を含む)
・労働保険事務組合からの領収書等
・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- (イ) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)
→申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
(例)
・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
・納付書、領収証書 (領収印があるもの)
・領収済通知書 (領収印があるもの)
・社会保険料納入証明書
・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- ※ 上記ウからクの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。
※ 添付書類はステープラー (ホチキス) 留めや製本は行わないこと。

- 9 応募スケジュール (以下から記載する日時の年は、全て令和8年とする)
- 契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。
- (1) 質問期間：公告の日～4月23日(木)17時受付分まで
- (2) 企画提案参加表明書提出期間：公告の日～4月30日(木)17時受付分まで

- (3) 企画提案書提出期間（公募期間）：公告の日～5月8日(金)17時応募書類必着
- (4) 企画提案審査（プレゼンテーション審査）：5月20日(水)予定（別途通知）
- (5) 委託事業者決定及び審査結果通知：5月下旬（予定）
- (6) 契約締結、事業開始：6月上旬（予定）

10 審査・選定方法

(1) 第一次審査（書類審査）

ア 第一次審査として「5 応募資格」を満たしているかの書面審査を行う。

イ 第一次審査の結果は令和7年5月12日(火)までに電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 沖縄県商工労働部内に設置する「地域商業活性化モデル創出事業委託業務」委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会において、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。また、選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

イ 審査委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者と中小企業支援課において協議を行い、委託範囲を決定し契約を締結する。

ウ 審査の概要

(ア) 日 時：令和8年5月20日(水)午後（予定）

(イ) 場 所：沖縄県庁内会議室

(ウ) 説明方法：提出した資料に基づき説明すること。（プロジェクター等の使用はできない）

(エ) 説 明 者：審査会場への入場は2名以内とする。

※ 日時、場所等は参加者確定後に通知する。

※ 応募の状況等に応じて日程を変更することがある。

エ 結果の通知

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

(3) 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度等の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。

- ・所得向上応援企業認証制度
- ・経営革新計画認証制度
- ・人材育成企業認証制度
- ・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- ・パートナーシップ構築宣言企業

11 審査基準

- (1) 適合性 事業の趣旨、目的に沿った提案であること。
- (2) 実効性 確実に委託業務を遂行できる能力、実施体制及び財政基盤等を有していること。
- (3) 具体性 提案された研修内容や業務等の内容が、具体的かつ効果的であること。
- (4) 経済性 事業を遂行するに当たり、妥当な積算となっていること。
- (5) 総合評価 上記個別の審査項目を踏まえた総合評価。

【特記事項】

- ・提案者が、沖縄県の認証制度等を取得している場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。

12 契約

- (1) 委託先候補者と委託業務の内容・契約条項を協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 契約金額は、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。
- (3) 委託先候補者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

13 経費の計上

- (1) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

| 経費項目 | 内 容 |
|-----------|--|
| I. 直接人件費 | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（雇用関係にある者） |
| II. 直接経費 | 旅費、使用料、謝金、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等本事業に直接必要な経費 |
| III. 再委託費 | 県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費。再委託費は、総経費の50%未満とすること。 ※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 （例）ソフトウェア開発、パンフレット開発の製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等 |
| IV. 一般管理費 | 経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費 「(直接人件費+直接経費-再委託費)の10%以内」 |
| V. 消費税 | 上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として10%（1円未満切捨て）で計算すること。 |

- (2) 直接経費として計上できない経費

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業中の事故・災害処理のための経費 ・ その他事業に関係のない経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等施設に関する経費 |
|--|---|

- (3) 留意事項

- ① 再委託を行う際はあらかじめ県の承認を得ること。また再委託費は総経費の2分1未満とすること。
- ② 各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

14 その他の留意事項

- (1) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とすること。
- (2) 今回の募集は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではないこと。
- (3) 実施は、県と協議のうえ進めていくものとし、全提案内容の実施を保証するものではないこと。
- (4) 委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、または沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等ができること。
- (5) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額される場合があること。
- (6) 契約の際の契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし沖縄県財務規則第101条第2項各号（類似事業の実績等）のいずれかに該当すると認められるときは、全部又は一部を免除する。

15 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 8階
沖縄県商工労働部中小企業支援課 支援班 (担当：宮城)
電話番号：098-866-2343 FAX 番号：098-861-4661
中小企業支援課代表 E-mail： aa052108@pref.okinawa.lg.jp